

所属	住宅政策課
所属長	相馬 美津子
電話	06-6489-6608

特定空家等の略式代執行による除却について

尼崎市は、元浜町4丁目における所有者不明の特定空家について、火事により全焼し、このまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険かつ衛生上有害となるおそれがあるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき略式代執行を実施します。

1 物件概要

- (1) 所在地 尼崎市元浜町4丁目29番6
- (2) 建物所有者 確知できない（所有者は死亡し、相続人なし）
- (3) 建築物の用途 住宅
- (4) 構造・規模 木造2階建て 延べ面積 42.98㎡
- (5) 建築年 昭和41年築
- (6) 経緯 平成22年5月に火災があり、平成27年以降近隣住民から異臭や、台風等で飛来物があり危険であるとの相談を受けています。
- (7) 建物の状態 屋根等が周辺に飛散しているほか、火災により建物の構造耐力が低下しているおそれがあります。また、焼け跡からの異臭や不法投棄と思われる物も見られます。



建物全体（屋根の崩落、外壁ひび割れ）



構造材の火災被害



不法投棄（自転車等）



内部の被災状況

2 建物所有者の調査状況等

登記簿謄本及び固定資産税課税情報における建物所有者は死亡しています。登記簿謄本、固定資産税課税情報、戸籍謄本、住民票などにより、相続人の調査を行いました。把握できた相続対象者は全て相続放棄の手続きをとっており、現在、所有者を確認することができない状態です。

3 代執行の施行内容

老朽危険家屋の除却

4 スケジュール（予定）

8月4日（火）午前10時 代執行宣言後、動産調査より着手

8月上旬 動産搬出

8月下旬 除却工事

9月中旬 終了宣言

5 問合せ先

尼崎市都市整備局住宅部住宅政策課 担当 濱森、福本

TEL (06) 6489-6608

※ 本物件の所在地は、住宅が密集しているため、着手当日の現地での取材はご遠慮ください。8月4日（火）午後に尼崎市役所（本庁北館5階）住宅政策課にて、本件略式代執行の説明を予定しておりますので、参加を希望される場合は、事前に住宅政策課までご連絡ください。

なお、その他の日程で現地取材を行う場合であっても、近隣住民の生活に支障を生じさせないように配慮ください。



以上